

車椅子
専用駐車場



ここが必要ですよ。



車椅子使用者は、車の乗り降りに
広いスペースを必要としています。

幅の広い駐車区画を必要としない方は
一般区画に駐車しましょう。

改正バリアフリー法では、新たに車椅子使用者用駐車施設等を含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和3年4月施行）。



国土交通省

車椅子使用者用駐車施設の適正利用の取組

乗降時に幅3.5m以上の区画が必要な車椅子使用者が対象です。

車椅子使用者用駐車施設とは



提供：福島県



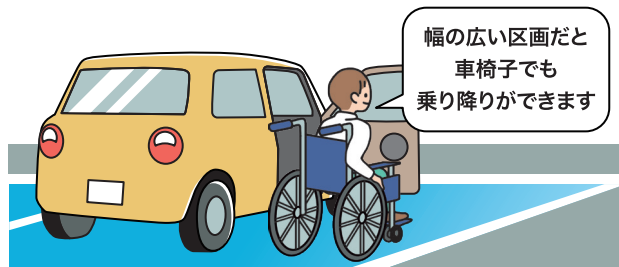
障害者のための
国際シンボルマーク

- 車椅子使用者用駐車施設とは、バリアフリー法において設置が義務付けられた幅の広い(3.5m以上)区画です。
- 車椅子使用者は、乗降時に車椅子を置くことなどが必要で、幅の広い区画でないと乗降ができません。

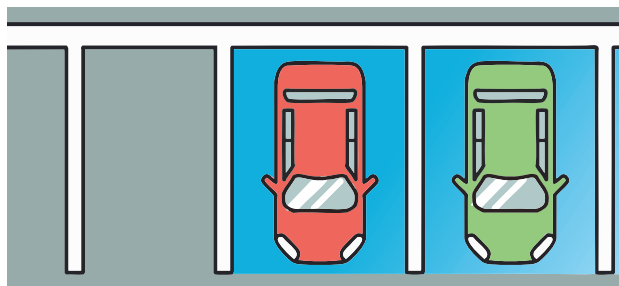
このようなデザインの区画には、一般の方をはじめとする幅の広い区画を必要としない方は駐車しないようにしましょう!!

こんな困りごとがあります

- 幅の広い区画がないと駐車しても乗り降りができない。



- 一般車が停まっているとそもそも駐車できない。



パーキング・パーミット制度とは

※全国の自治体が独自に設けている制度で、「おもいやり駐車場制度」「障害者用駐車区画利用証制度」など名称は異なります。

- 施設管理者の協力のもと、車椅子使用者用駐車施設や通常の幅の専用区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する制度です。
- 平成18年以降、令和7年11月1日現在で44府県において制度が導入されており、自治体間で相互利用の取組も進められています。
- 制度を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとに設定されています。(一律ではありません)
- 歩行が困難でも幅の広い区画を必要としない人もいますので、車椅子使用者のための幅の広い区画に加えて、3.5m未満の通常の幅の駐車区画も制度の対象とする取組が行われています。

以下のような方々がパーキング・パーミット制度の対象とされている場合があります。

※自治体・施設によって対象者は異なります。

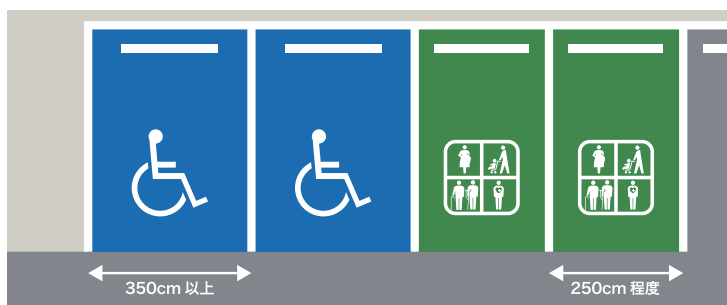


車いす使用者用駐車区画



〈利用証(大阪府)〉

ゆずりあい駐車区画



〈パーキング・パーミット制度の駐車区画のイメージ〉